白山ろく地域定住奨励金制度(概要)

石川県白山市

白山ろく地域(河内・吉野谷・鳥越・尾口・白峰)で新築住宅を建築または購入する方 に、奨励金を交付します。

※他の定住奨励金、三世代ファミリー同居奨励金との併用はできません。

- **1. 対象となる人**(次の(1)(2)いずれにも該当する方)
- (1) 白山ろく地域内で新築住宅を建築または購入する方
- (2) 新築住宅の取得に係る償還期間が10年以上の住宅ローンがあること
- 2. **対象となる住宅**(次の(1)(2)いずれにも該当するもの)
- (1) 自ら居住するための新築一戸建て住宅・併用住宅
- (2) 延床面積が 75 ㎡以上、280㎡以下のもの(平屋の場合は55 ㎡以上) *カーポートやそれに類するもの、併用住宅の店舗や事務所部分は床面積に含みません

3. 奨励金額

100万円(住宅ローン金額の10%以内)

4. 申請時期

- ・注文住宅を新築する場合・・・・・建築工事に着手する前
- ・建売りの新築住宅を購入する場合・・引き渡し後、入居してから3か月以内

5. 必要書類等

- (1) 計画認定申請時(注文住宅の建築工事に着手する前)※建売り住宅購入の方は不要
- ① 白山ろく地域定住奨励金計画認定申請書(様式第1号) ← ①の様式はHP からダウンロードできます
- ② 申請者本人の住民票
- ③ 付近見取図、建物配置図、各階平面図、延床面積の求積図
- ④ 住宅ローンを借りることがわかる書類のコピー
 - *住宅ローンの申込書や事前審査申込書など

住宅ローン【フラット35】をご利用の方へ

白山市と住宅金融支援機構との連携により、 借入金利が一定期間引き下げとなる場合があります。 詳しくは定住推進室までお問い合わせください。



対象要件や申請に必要な書類についてはこちらから



(2) 交付申請(実績報告)時(注文住宅の完成・引渡し後)※建売り住宅を購入した方はコチラ

- ④ 定住促進支援制度アンケート
- ⑤ 世帯全員の住民票 *住所変更後のもの
- ⑥ 住宅ローン契約書のコピー(金銭消費貸借契約証書)

① 白山ろく地域定住奨励金交付申請(実績報告)書(様式第3号)

- ⑦ 工事請負契約書または売買契約書のコピー
- 8 定住推進室事業交付申請用納税証明(白山市役所2階納税課で取得)
 - *前年1月1日の住所地が白山市外の方は、市税を滞納していないことの証明書または納税証

明書(前年度分)を前住所地の役所で取得。

【注意】課税証明書ではありませんのでご注意ください!

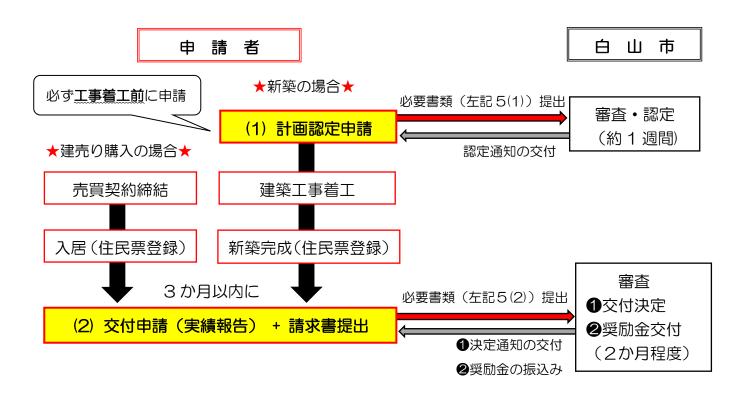
※本人以外が納税証明書を取得する場合は、委任状の提出 9 住宅の完成写真(外観写真を1~2枚程度) が必要です。ただし、同一世帯の方が代理人となっている 場合であれば委任状は不要です。

⑩ その他、市長が必要と認める書類

新築の建売り住宅を購入した方は、↓の⑪も必要

⑪ 付近見取図、配置図、各階平面図、延床面積の求積図

6. 手続きの流れ



【問い合わせ先】白山市役所 企画振興部 定住推進室 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL: 076-274-9503 FAX: 076-274-9518

Email: teiju@city.hakusan.lg.jp

対象要件や申請に必要な書類については、白山市定住推進室の HP をご覧ください。

